

## 答申と裁決が異なる可能性がある場合への対応案について

### 1 これまでの経緯

- ・令和元年8月28日 「優生保護審査会の審議録および提出文書等」の公文書一部公開決定に対する審査請求に係る答申
- ・令和2年2月12日 審査庁における裁決
- ・令和2年8月3日 第2回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会開催
- ・令和2年8月6日 建議
- ・令和2年8月7日 審査請求人による訴訟提起(現在も第1審継続中)
- ・令和2年10月27日 建議に対する審査庁(裁決担当課)から回答書による回答
- ・令和3年5月26日 第3回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会開催  
⇒答申と裁決が異なる可能性がある場合への対応を今後検討

### 2 答申と裁決が異なる可能性がある場合における対応案について

滋賀県情報公開条例第22条第3項は「実施機関は、・・・諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。」とし、答申尊重義務を定めています。

その一方で、当審議会は行政庁の諮問によって意見を述べる諮問機関であり、諮問機関の意見は行政庁を拘束しないことから、審査庁(裁決担当課)は当審議会の答申内容に法的に拘束されるわけではありません。

そして、審査請求人との関係で、対外的に権限を有し、決定についての責任を負うのは審査庁でございます。

以上のことから、制度上必ずしも答申と裁決が一致しなければならないとまではなっておりませんが、ほぼすべての案件において答申と一致した裁決がなされています。

このように本県において答申を尊重した運用がされているところではございますが、裁決後の対応だけでなく、答申をするまでの間における実施機関の考え方をこれまで以上に十分に把握し、答申を充実させることによる、対応案について伺いたく存じます。

#### (1) 実施機関の意見陳述の機会の追加による答申の充実について

審議経過において、実施機関(処分庁、審査庁)の非公開部分についての考え方を把握する場としては実施機関の口頭説明および質疑の場がありますが、口頭説明および質疑を受けた後に新たな論点がかかることや口頭説明および質疑の場では審議対象とならなかった点について、審議会で審議した結果、非公開部分を公開すべきと判断するこ

ともあるところです。

このような場合に検討を尽くすため、答申の方向性を伝えて、再度意見陳述の機会等を与えるという運用についてお伺いしたく存じます。

**【再度の意見陳述の機会を与える場合】**

口頭説明および質疑の場において実施機関との審議が尽くされていないと認められる部分について、答申の方向性として公開を求める場合であり、かつ、審議会が必要と認める場合。なお、審査請求人においても再度の陳述の機会を与えることを妨げるものではない。

**(2) 答申と異なる裁決をする場合の対応について**

答申と異なる裁決をする場合における取扱いを明確にするために情報公開事務取扱要領を改正し、答申と異なる内容の主文の裁決をする場合は、判断過程の透明性を確保し、審理関係人への説明を尽くす観点から、裁決の理由には、その異なることとなった理由についても記載しなければならない旨を明記する(行政不服審査法第 50 条の内容を明記)。

以上の変更について、お伺いしたく存じます。

現行の情報公開事務取扱要領	改正後の情報公開事務取扱要領案
第 1～第 4 の 5 まで省略 6 審査請求に対する裁決 (1) 略 (2) 審理手続を終結したときは、裁決担当課は、遅滞なく、審議会からの答申を十分に尊重して当該審査請求に対する裁決を行うものとする。	第 1～第 4 の 5 まで省略 6 審査請求に対する裁決 (1) 略 (2) 審理手続を終結したときは、裁決担当課は、遅滞なく、審議会からの答申を十分に尊重して当該審査請求に対する裁決を行うものとする。 <u>答申と異なる内容の主文の裁決を行う場合は、その異なることとなった理由についても記載しなければならない(行政不服審査法第 50 条)。</u>